

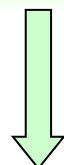
【空き家・空き地の登録申請手順】

空き家バンクへの登録申込み手続き

空き家・空き地所有者(空き家・空き地を売りたい人、貸したい人)

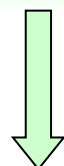


1 登録申込み



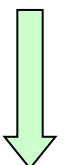
- 空き家バンクへ登録を希望される方は、空き家バンク登録(新規)申込書(様式第1号)、空き家バンク登録カード(様式第2号)、空き家バンク利用チェックシート(所有者用)、同意書に必要事項を記入の上、登記簿等所有者が確認できるものを添えて提出してください。
- 提出先は、下記担当へ持参又は郵送をお願いします。
- 相続未登録の場合は登録できません。

2 現地調査



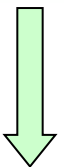
- 所有者立会いのもとで、市担当者が現地調査を行い、写真撮影や書類確認を行います。
- 市は、現地調査内容をもとに空き家バンクへの登録を行います。
- 調査の結果、物件の状況等により登録ができない場合があります。

3 空き家の情報提供等



- 市は、空き家バンクへ登録した内容のうち、所有者の個人情報を除き、市のホームページなどで情報の発信を行います。
- 市は、登録した物件へ利用申込みがあった場合、所有者へ利用申込者の情報を連絡いたします。

4 物件の交渉契約



- 市は、所有者へ利用申込者の情報を連絡すると同時に、利用申込者へ物件の所有者情報を連絡いたしますので、その後物件の所有者及び利用申込者の当事者間で交渉を行います。
- ※市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。所有者と利用希望者間で行う物件の売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しては、あつせんや仲介行為は行いません。所有者と利用希望者の両者間の契約等に関する問題については、当事者間で責任をもって解決をお願いします。

5 登録抹消

- 所有者は、物件の契約が決定したら空き家バンクからの物件登録抹消のため、空き家情報バンク登録抹消届出書(様式第3号)を市へ提出してください。

登録申込書提出先及びお問い合わせ



〒846-8501 佐賀県多久市北多久町大字小侍7番地1
多久市役所 環境課 空き家・空き地対策係
TEL 0952-75-8440 FAX 0952-75-2757